

第9章 景観形成の重点方策

重点方策とは、富士宮市景観計画の方針を実現するための具体的な方策として、市民や企業との協働や関係機関との連携を図りながら、富士山を擁する本市の市民に親しまれる景観づくりのために重点的に取り組んでいくプロジェクトを取りまとめたものです。

重点方策のプロジェクトリスト

No.	名称	概要
1	白糸ノ滝・周辺地区整備プロジェクト	<p>白糸ノ滝は天下の名瀑であり、周辺の自然や歴史的な資源と共に観光の代表的なポイントとなっている。その価値を次世代に継承するため、適切な保存管理の整備が進められており、今後も名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」として望ましい風致景観の形成及び維持を図る。</p> <p>また、周辺拠点の歴史文化資源の活用と回遊性の向上を促進し、調和の取れた美しく心地よい景観の形成を図る。</p> <p>「白糸の滝周辺地区景観ルール導入プロジェクト」を継承し、白糸ノ滝周辺の特性を踏まえた景観方針により整備を進めることを目的とする。</p>
2	中心市街地整備プロジェクト	<p>富士宮駅前から富士山本宮浅間大社にかけて、景観とユニバーサルデザインに配慮した整備を進めている。世界遺産富士山にふさわしい美しく品格のあるまち並み景観の形成を図る。</p> <p>「親水空間整備プロジェクト」と「中心市街地まち並み創造プロジェクト」を統合し、湧水を利用した回遊空間の創出を含めた中心市街地整備を目的とする。</p>
3	朝霧地区景観形成ワークショップ会議プロジェクト	<p>朝霧地区は自然と酪農等の豊かな景観が広がる地域である。行政や事業者、地元住民からなるワークショップ会議の構成員が協働して、良好な景観形成を通じた朝霧地区のイメージアップや、地域の活性化・観光振興などに寄与するさまざまな検討や活動を進める。</p>
4	フジイチプロジェクト (ぐるり・富士山風景街道)	<p>静岡・山梨両県共通の地域資源である富士山の周囲を巡るルートにおいて、サイクリングを活用した地域の魅力づくりを通して、優れた景観の創出や啓発を進める。</p>
5	富士山眺望点整備プロジェクト	<p>富士山を眺めることのできる優れた眺望場所を眺望点として指定し、眺望を確保するために必要な景観の誘導（工作物の高さや色彩等）を行う。また、眺望場所の修景整備及び啓発などを進める。</p>
6	景観学習プロジェクト	<p>市民の景観に対する意識醸成、郷土愛の育成を目的に、景観に関する学習プログラムの制作など、啓発方法を検討、実施する。</p> <p>「屋外広告・サイン向上プロジェクト」により導入した景観ルールの広報を含め、景観づくりの啓発を図る。</p>

景観重点方策 1

項目	内容
名称	<p>白糸ノ滝・周辺地区整備プロジェクト</p> <p>～名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」の本質的価値の継承～</p>
主旨	<p>白糸ノ滝は、1936年に国の名勝及び天然記念物として指定され、景勝地として、多くの観光客が訪れる場である。1988年には第1次保存管理計画、2010年には第2次保存管理計画を策定し、適切な保存管理及び周辺の景観を含めた整備・活用を行ってきた。2012年には名勝「白糸ノ滝」整備基本計画を策定（2023年に改定）し、白糸ノ滝が持つ本質的価値を次世代に継承していくための整備・活用を進めている。</p> <p>また、周辺拠点の歴史文化資源の活用と回遊性の向上を促進し、調和の取れた美しく心地よい景観の形成を図る。</p>
基本的考え方	<p>(1) 白糸ノ滝の本質的価値を回復させ、魅力的な景観づくりと活用を進める。</p> <p>－国指定の名勝及び天然記念物に指定された際（昭和11年）と比して潜在した価値の顕在化や回復、望ましい風致景観への改善等、適切な保存管理を行う。</p> <p>(2) 白糸ノ滝の特性を踏まえた景観を誘導する。</p> <p>－水と緑の自然豊かな景観や天然記念物としての地形・地質の適切な維持管理に配慮する。</p> <p>(3) 周辺拠点との調和を図る。</p> <p>－白糸自然公園や狩宿の下馬桜等との回遊性向上を図る。</p>
方策(例示)	<p>① 名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」保存管理計画に基づき適切に保存管理する。</p> <p>② 名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」整備基本計画による整備を推進する。</p> <p>③ 富士山・白糸ノ滝テラス景観協定（令和5年4月1日締結）の運用による景観の維持保全を図る。</p> <p>④ 歴史文化資源の魅力と価値を市民に伝えるためのソフト事業を推進する。</p> <p>⑤ 景観計画重点地区の指定を検討する</p> <p>⑥ 名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」保存活用計画を策定し、白糸自然公園や狩宿の下馬桜等の周辺拠点との回遊ルートを整備し、歴史的文化的資源の活用と回遊性の向上を促進すると共に、白糸ノ滝周辺に滞在できる空間の整備を進める</p>
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野の専門家の意見を取り入れた上で、「名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」整備基本計画」を策定し、地域の理解と協力を得ながら、滝つぼ周辺・公園・売店・展望場・案内サイン等の整備を行いました。 ・自動販売機の色変更や、公園等の積極的なゴミ拾い活動等を進めています。 ・ガイダンス施設や公園からの良好な富士山眺望の確保のために、周辺道路における無電柱化事業を実施しました。 ・主な眺望場所からの富士山眺望を確保するため、景観伐採を実施しています。

▶ 滝つぼ周辺の人工物撤去・滝見橋整備



整備前



整備後

▶ 無電柱化



整備前



整備後

▶ 公園整備



▶ 富士山・白糸ノ滝テラス（売店集約化）



▶ 展望場整備（白糸の滝と富士山眺望の確保）



▶ 展望場整備（音止の滝と富士山眺望の確保）



景観重点方策2

項目	内容
名称	<p>中心市街地整備プロジェクト</p> <p>～水や歴史を生かしたまち並みづくり～</p>
主旨	<p>富士山本宮浅間大社周辺を中心とした中心市街地エリアでは、富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想に基づき、世界遺産富士山にふさわしいまちづくりを進めている。富士山信仰の地として歴史・文化を生かしたにぎわいとおもてなしのまちづくりを推進する。</p>
基本的考え方	<p>(1) 地域の特性を生かしたまち並み景観を誘導する。</p> <p>－重点地区に指定されている中央・駅前地区、神田地区、浅間大社周辺地区の景観形成を一層推進する。</p> <p>(2) 住民にとっても観光客にとっても魅力的な景観づくりを目指す。</p> <p>－「富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想」による整備を推進する。</p> <p>(3) 富士山の眺望、水や緑の環境を生かす。</p> <p>－まちなかからの富士山眺望や、まち並みの構成要素である湧水、花や緑の見えるまち並みを形成する。</p>
方策(例示)	<p>① 景観形成推進事業補助金による、重点地区内景観形成の推進</p> <p>② 公共サインガイドラインに基づく公共サイン整備及び公共サインガイドラインの見直しの検討</p> <p>③ 浅間大社周辺を世界遺産にふさわしいまち並みとするための整備推進</p> <p>④ 富士宮駅前広場等施設整備事業による、まちの玄関口である富士宮駅前広場を始めとした富士宮駅周辺のリニューアル整備</p> <p>⑤ 電線・電柱の移設、地中化の検討</p> <p>⑥ 花を活用した緑化事業の推進</p>
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「中央・駅前地区」「神田地区」「浅間大社周辺地区」を重点地区に指定し、景観形成基準による景観形成を図っています。 ・湧玉池周辺の電柱電線の撤去を行ったほか、県道の無電柱化事業が進められています。 ・商店街連盟などと協働し、フラワーポットへの植栽やフラワーバスケットなどにより商店街の緑化事業を推進しています。 ・「富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想」を策定し、世界遺産富士山にふさわしいまちづくりのため、各種事業を推進しています。

▶一級河川神田川環境整備事業（富士宮市富士山世界遺産のまちづくり整備基本構想に基づく事業）



▶公共サインガイドラインにもとづく公共サイン



▶商店街の緑化事業



▶湧玉池周辺の電柱電線の撤去



整備前



整備後

景観重点方策 3

項目	内容
名称	<p>朝霧地区景観形成ワークショップ会議プロジェクト</p> <p>～官民連携による地域特性を生かした景観づくり～</p>
主旨	<p>朝霧地区は自然と酪農等の豊かな景観が広がる地域である。平成 17 年度より、地元団体、地元事業所、関連団体、NPO、国、県、市等行政の参画のもとに、景観形成のための地区会議（朝霧地区景観形成ワークショップ会議）を開催し、朝霧地区の景観形成方策を検討、実施してきた。</p> <p>今後も当該会議の開催により、良好な景観形成を通じた朝霧地区のイメージアップや、地域の活性化・観光振興などに寄与するさまざまな検討や活動を進める。</p>
基本的考え方	<p>(1) 重点地区の朝霧高原地区ならではの景観形成を誘導する。</p> <p>－豊かな自然と酪農からなる、広がりのある景観を維持・保全する。</p> <p>(2) 様々な主体による協働を推進する。</p> <p>－地元団体、地元事業所、関連団体、NPO、国、県、市等行政の参画と協働して活動することで地域の課題解決や活性化につなげる。</p> <p>－勉強会を継続的に実施し、景観に対する理解促進を図り、一人一人が景観形成のために出来ることを積極的に取り組める環境を整える。</p>
方策(例示)	<p>① 朝霧地区景観形成ワークショップ会議の開催（富士山眺望確保のための景観伐採等の景観形成活動の検討）</p> <p>② ぐるり富士山風景街道や富士山朝霧高原景観管理協議会との連携（ぐるり富士山風景街道一斉清掃への参加など）</p> <p>③ フジイチやキャンスポ@あさぎりなど、地域活性企画への協力</p> <p>④ 景観と農業振興の調和を図るため、景観農業振興地域整備計画の策定の検討</p>
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・地元団体、地元事業所、関連団体、NPO、国、県、市等行政の参画のもとに、景観形成のための地区会議（朝霧地区景観形成ワークショップ会議）を開催しています。 ・景観を楽しむための安全なウォーキングロードやサイクリングロードなどの検討のための社会実験、地域の歴史や文化を学ぶ学習機会の提供、老朽化等により美観を損ねている不要看板の撤去、根原地区への集合化看板の設置と周辺環境整備(ガードレール等のダークブラウン化)、朝霧さわやかパーキングの景観整備(ガードレールや自動販売機のダークブラウン化、フラワーポットやベンチの設置等)、朝霧地区ごみゼロ活動等、様々な取組を実施しています。

▶ぐるり・富士山風景街道一周清掃



▶不用看板の撤去



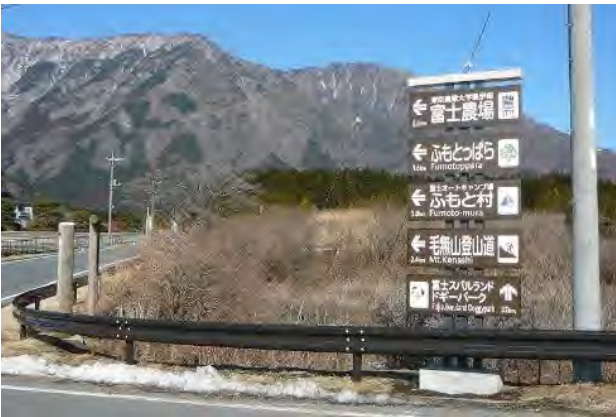
▶「朝霧地区ごみゼロ活動宣言」啓発活動



▶車両防護柵の修景整備



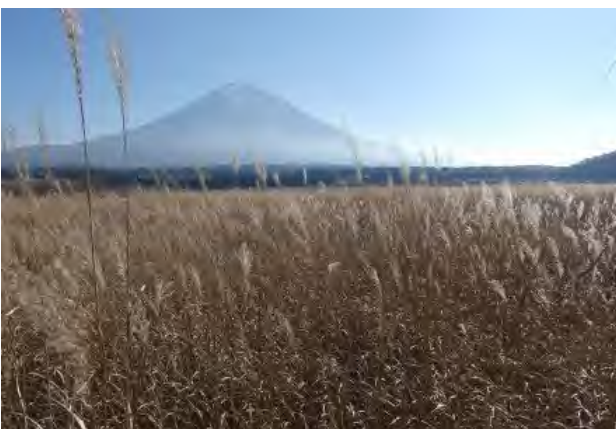
▶屋外広告物（案内広サイン）の集約化



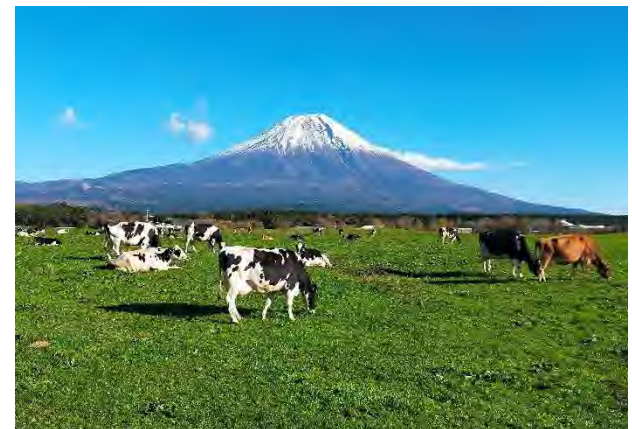
▶富士山眺望が阻害されている状況



▶ススキ草原の景観



▶牧草地の景観



景観重点方策 4

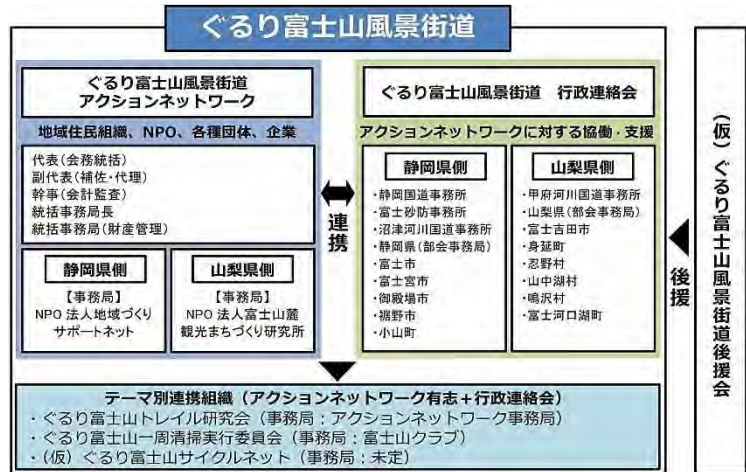
項目	内容
名称	フジイチプロジェクト（ぐるり・富士山風景街道） ～魅力的な景観を生かしたサイクリングによるまちづくり～
主旨	静岡・山梨両県共通の地域資源である富士山の周辺地域において活動が続けてきた「ぐるり・富士山風景街道」の取組において、令和6年3月に、富士山一周サイクリングルート（フジイチ）が決定された。静岡県・山梨県両県でフジイチの環境整備を進める取組が実施されており、国の「ナショナルサイクリングルート」の指定に向けて、風景街道として地域の機運を高める活動や魅力的な風景の情報発信、維持管理等の活動を行う。
基本的考え方	(1) ナショナルサイクリングルート指定に向けた取り組みの推進 －走行環境整備の推進 －サイクリスト受け入れ環境整備の推進 －情報発信の推進 (2) フジイチを利用した地域振興の推進 －朝霧高原等の地域の魅力の発信 －フジイチと連携した自転車活用推進事業の推進
方策(例示)	① ナショナルサイクリングルート指定要件の整備の推進及び指定後の施設の良好な管理 ② ホームページ・関連マップの作成、道の駅等の情報発信の充実 ③ 眺望ポイントの設定、共通サインやロゴ等によるプロモーションの推進
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に登録した「ぐるり・富士山風景街道」を舞台に、静岡・山梨両県の関係機関や団体が連携し、風景価値の向上を目指したトレイルルートの設定や、清掃・除草等の環境美化活動などを進めています。 フジイチのナショナルサイクリングルート指定に向け、官民協働組織「ぐるり富士山サイクルツーリズム推進協議会」を令和5年度に発足し、サイクリング環境整備を進めています。 富士宮エリアでは、平成17年度から、地元団体、地元事業所、関連団体、NPO、国、県、市等行政の参画のもとに「朝霧地区景観形成ワークショップ会議」を開催しています（詳細は、重点方策3）。

▶ぐるり・富士山風景街道の対象区域・活動体制

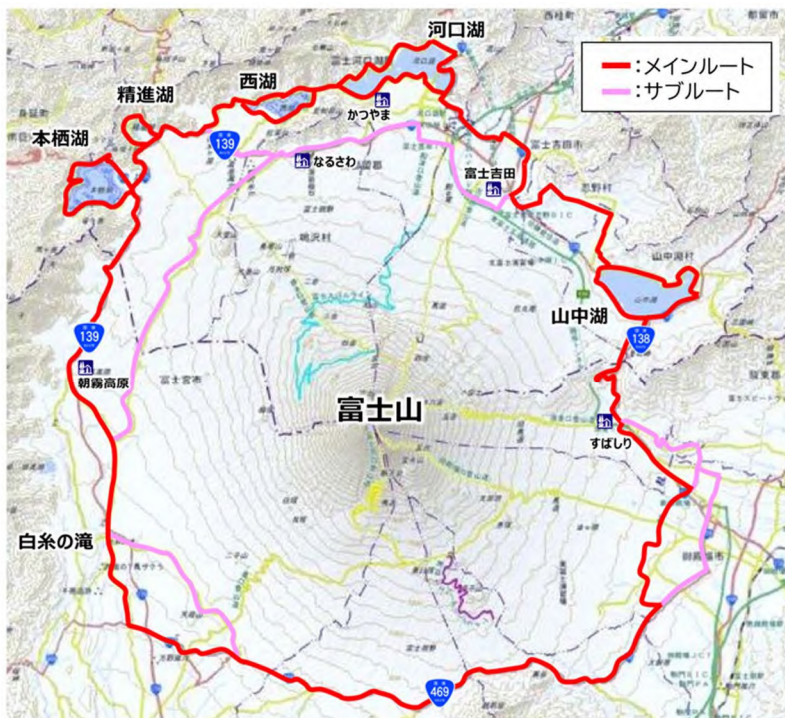
対象区域



活動体制



▶「フジイチ」ルート



出典：ぐるり富士山サイクルツーリズム推進協議会

▶「フジイチ」ロゴマーク



景観重点方策5

項目	内容
名称	富士山眺望点整備プロジェクト ～市民みんなの美しい眺望を守る～
主旨	市内の至るところから富士山を眺望できる本市では、富士山への眺望は大切な財産である。また、駿河湾や天子山地の眺望できる場所も数多い。 しかし、眺望の良い場所でも、森林の成長や開発等により、将来的に眺望が阻害される可能性がある。 このため、主な眺望場所の修景と富士山への眺望の確保を行うことを目的とする。
基本的考え方	以下の考え方で取り組むものとする。 (1)眺望点の指定 －住民の意見を取り入れながら、公共的な場所を対象とした眺望点を指定する。 (2)眺望点における眺望確保方策の実施 【高さ制限・色彩規制】 －富士山の眺望を守るための建築物や構造物などの規制誘導方策を導入する。 (眺望点と富士山を結ぶ地区の建築物などの高さを制限する景観計画の重点地区、眺望点周辺における広い面積をもつ構造物の色彩制限を検討) 【景観に配慮した森林管理】 －富士山の眺望を維持、創出するための樹木の剪定や伐採、良好な景観としていくための植栽を行う。 【眺望点の整備】 －眺望点では周辺環境と調和した修景、駐車スペース、ベンチ、トイレなどの整備を必要に応じて行う。 【無電柱化】 －眺望点周辺の電線や電柱の移設、地中化を検討する。
方策(例示)	① 眺望点の追加指定及び広報 (アンケートやワークショップの実施、眺望写真コンテスト等) ② 建築物・構造物の高さ制限の検討・導入 ③ 景観伐採・修景の支援の検討 ④ 眺望点の整備(眺望に影響する公共施設等の色彩配慮、樹木の伐採及び剪定等) ⑤ 電線・電柱の移設、地中化の検討
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「富士宮市富士山眺望点指定基準」を定め、眺望点としての諸要素や機能が備わったものから、順次「富士宮市富士山眺望点」への指定を進めています。 ・富士山眺望点の広報のため、指定箇所には標識を設置しています。(設置が不適切な一部を除く) ・公園内の富士山眺望確保のため、支障木の伐採及び剪定を行っています。

富士宮市富士山眺望点

(平成27年3月27日指定：17か所 平成29年3月27日：3か所追加 令和8年3月：3か所追加)

取組実績



道の駅 朝霧高原



朝霧さわやかパーキング



朝霧自然公園(朝霧アリーナ)



田貫湖



富士宮口五合目



西白塚駐車場



富士山さくらの園



天母山自然公園



大石寺



潤井川河川敷緑地



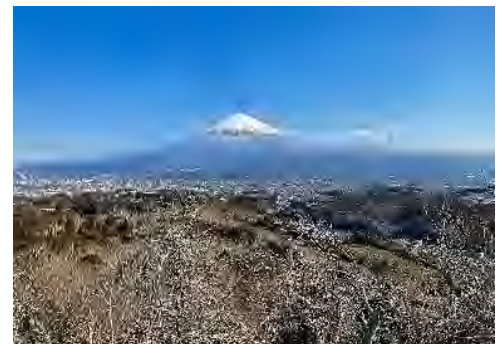
城山公園



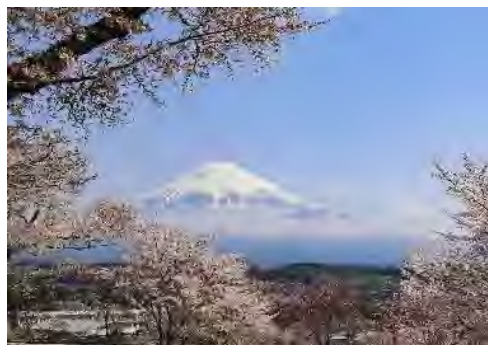
富士宮市役所(7階展望ロビー)



白尾山公園



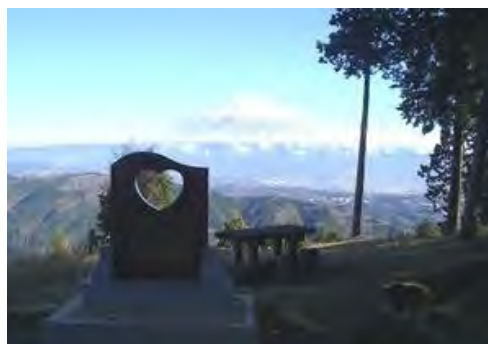
明星山公園



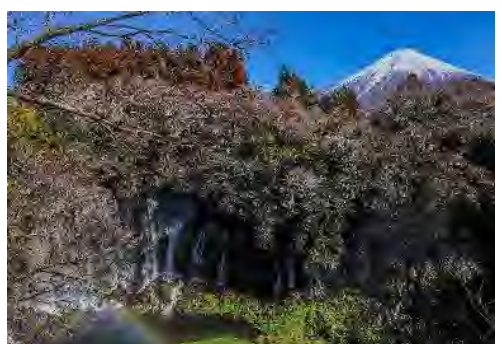
興徳寺



羽鮒山展望台



白鳥山



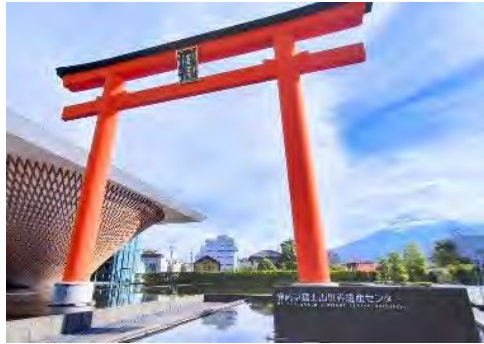
白糸ノ滝



富士山本宮浅間大社



白糸自然公園



静岡県富士山世界遺産センター



狩宿の下馬ザクラ



山宮浅間神社

景観重点方策6

項目	内容
名称	<p>景観学習プロジェクト</p> <p>～市民による市民のための景観形成推進～</p>
主旨	<p>ひとりでも多くの人々が積極的に景観まちづくりに関わるようになってもらうため、市民の景観学習を推進する。目的は、市民の景観に対する意識醸成、郷土愛の育成であり、景観に関する学習プログラムの制作など、啓発方法を検討する。</p>
基本的考え方	<p>以下の考え方で取り組むものとする。</p> <p>(1) 地域の個性や魅力を発信し、郷土愛を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> －本市ならではの魅力を理解することで、郷土愛を育成するためのプログラムを検討し、提供する。 －本市の景観に関わる情報を積極的に発信する。 －若年層に向けた発信を強化し、地域への愛着を醸成する。 <p>(2) 誰もが気軽に参加できるプログラムを展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> －ひとりでも多くの市民に参加いただくため、気軽に参加しやすいプログラムを検討し、提供する。
方策(例示)	<ul style="list-style-type: none"> ① 富士山まちづくり出前講座 ② 富士宮市景観賞の継続実施 ③ その他景観学習プログラムの製作
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「富士山まちづくり出前講座」として、市民が「知りたい」「聞きたい」内容を、市職員が講師となり、出前講座を実施しています。様々なプログラムがあり、景観まちづくりや世界遺産のまちづくりに関する講座等も提供しています。 ・平成20年度から隔年で「富士宮市景観賞」を開催しています。優れた景観形成に貢献しているまちなみ、建築物、広場、水辺、森林、農地などや、活動団体などを募集、表彰し、その内容を広く公開することで、景観に対する市民の皆さんの意識を高め、美しいまちづくりを推進することを目的としています。

第10章 景観形成推進に向けて

良好な景観形成を進めていくために、景観計画、景観条例を運用し、市民、事業者、行政の協働による以下のような仕組みを構築します。

1 市民、事業者、行政の意識の醸成

本市において良好な景観を形成していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を認識し、協働により積極的な景観づくりに努めることが必要です。

《市民、事業者、市の役割》

【市民の役割】

○自らが良好な景観形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観形成に努めることとします。

○市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力して取り組むこととします。

【事業者の役割】

○事業者は、その事業活動を行うに当たっては、良好な景観の形成に関し必要な措置を講ずるよう努めることとします。

○事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力して取り組むこととします。

【市の役割】

○市は、良好な景観の形成を推進するため、総合的な施策を策定し、これを実施します。

○市は、公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成を先導する役割を果たすよう努めます。

○市は、良好な景観の形成に関する市民及び事業者の意識を高め、知識の普及を図るために必要な取り組みを行います。

2 推進体制の確立

良好な景観を形成していくために、市民が積極的にかかわっていく仕組みを整えていくとともに、行政の組織を整備します。

建設や造園などの景観形成にかかわりの大きな事業者等については、意識啓発の取り組みを継続的に行うことによって、美しい景観形成のための主体的な取り組みが行われることに期待します。

①市民参加の仕組みづくり

景観形成の重点方策等の良好な景観形成推進への協力を要請し、自主的な取り組みを推進していく組織を設置、育成します。（朝霧地区景観形成ワークショップ会議など）

②団体・NPO活動等との連携

市域内及び近隣市町において良好な景観形成に取り組む団体、NPO等と市民、行政との協働を進め、より多くの市民が参加することのできる取り組みとしていきます。

③行政の組織づくり

良好な景観形成のためには、庁内関係課（農林業、商工業、文化・教育等）が景観施策について、協議・情報交換、連絡調整を行う組織が必要となります。このため、庁内に「景観連絡調整会議」を設置し、相互に連携した取り組みを進めます。

④富士宮市景観審議会の設置

本市の良好な景観形成のための調査、審議機関として、富士宮市景観審議会を設置します。

審議会は景観にかかわる学識経験者や専門家などから構成されます。審議会は、必要に応じて開催され、次のような事項の調査、審議を行います。また、景観上必要な案件、判断を要する場合は、富士宮市景観審議会委員の意見を聴くものとします。

《景観審議会を開催する場合》

- ・ 景観計画の策定又は変更、景観計画重点地区の指定、富士山等景観保全地域等の指定又は変更
- ・ 行為の届出に関する勧告、命令、公表、要請に関する重要な決定事項
- ・ 景観重要建造物・樹木に関する指定、解除等

⑤景観整備機構（景観法第 92 条第 1 項）の指定

景観整備機構は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づけるものです。

本市では、下記の業務を想定しながら、必要に応じて景観整備機構を指定します。景観整備機構には、より良い景観形成を進める上で重要となる設計や整備に関する情報の収集と対応などが期待されます。

《景観整備機構が行うことができる業務》（景観法第 93 条）

- ・ 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の援助を行うこと。
- ・ 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- ・ 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- ・ 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- ・ 景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、当該土地についての権利を取得し、その土地の管理を行うこと。
- ・ 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- ・ その他良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

⑥美しいまちづくり協議会の認定

美しいまちづくり協議会は、主に対象地域の地域住民の発意により設置され、市長へ申請し、市長の認定により設置されます。

協議会は、良好な景観形成を図るため、美しいまちづくり整備計画の策定や景観形成にかかわる活動を推進するものです。

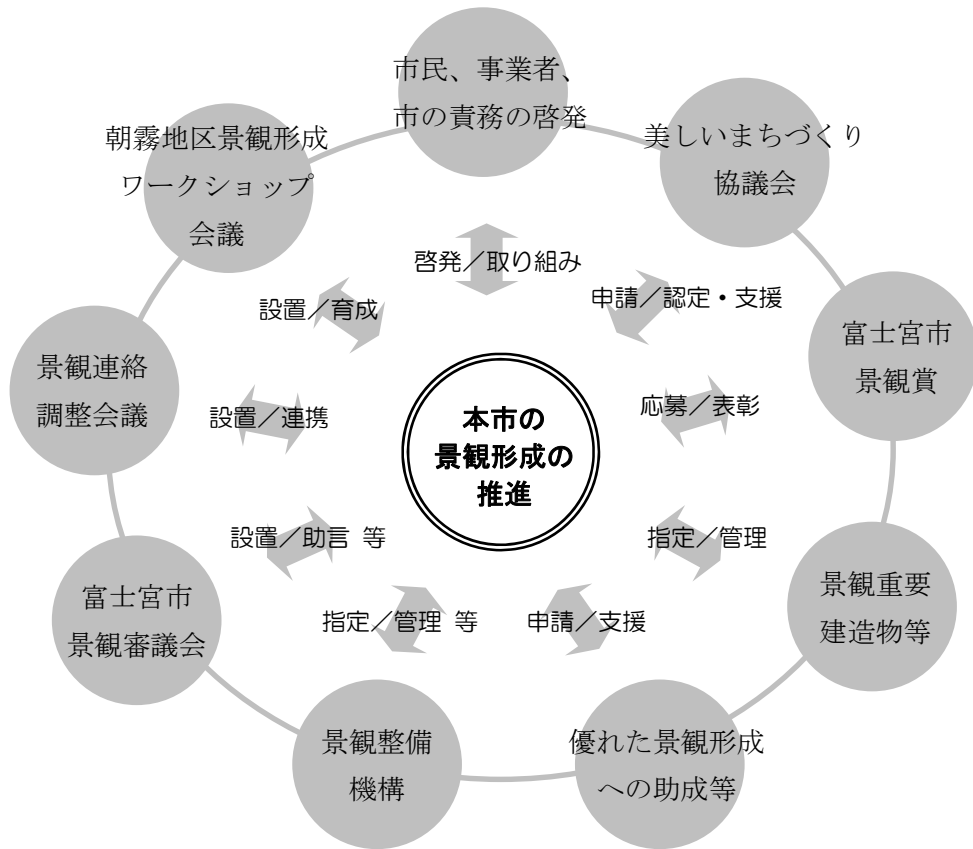
市は、協議会に対して、活動推進のために必要な情報提供や活動費の助成などの支援を行います。

⑦景観協定の活用推進

景観協定とは、景観法に基づき、地域の皆様が自らの手で、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができる制度です。

富士宮市では、現在以下の景観協定が締結されています。今後も、地域の良好な景観を創出するため、景観協定の活用を推進します。

- ・ 第1号 富士山・白糸ノ滝テラス景観協定（令和5年4月1日認可）
- ・ 第2号 エンブルタウン富士宮大中里景観協定（令和6年3月19日認可）



富士宮市景観計画

平成 22 年 1 月策定
平成 24 年 1 月変更（芝川地域の追加）
平成 25 年 7 月変更（太陽光発電設備等の追加）
平成 28 年 4 月変更（重点地区「浅間大社周辺地区」の追加）
平成 30 年 10 月変更（景観重要公共施設の追加）
令和 8 年 4 月変更（重点地区「朝霧高原地区」の追加など）

発行 富士宮市
編集 富士宮市都市整備部都市計画課
〒418-8601
静岡県富士宮市弓沢町 150 番地
TEL：0544-22-1111（代表）
E-mail：toshi@city.fujinomiya.lg.jp

FUJINOYA

